

議第136号

呉市合葬式墓地条例の制定について
呉市合葬式墓地条例を次のように定める。

呉市合葬式墓地条例

(趣旨)

第1条 この条例は、呉市合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 合葬式墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|--------------------|
| 呉市合葬式墓地 | 呉市焼山町字鍋土10723番地の24 |

(施設の構成)

第3条 合葬式墓地は、次に掲げる施設により構成する。

- (1) 納骨室（個別安置用の納骨壇を設け、焼骨を収蔵する施設をいう。以下同じ。）
- (2) 合葬室（個別に安置をせず焼骨を収蔵する施設をいう。以下同じ。）
- (3) 参拝スペース

(使用者の資格)

第4条 合葬式墓地を使用できる者は、呉市墓地条例（昭和30年呉市条例第32号。以下「墓地条例」という。）別表第1に掲げる墓地（蒲刈墓地を除く。以下「区画墓地」という。）の使用の許可を受けていない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市の区域内に住所があり、焼骨を保有する者
- (2) 死亡時において本市の区域内に住所があった者の焼骨を保有する者

2 前項の規定にかかわらず、区画墓地の使用の許可を受けている者で、墓地条例第14条第1項の規定により当該区画墓地を返還するものは、合葬式墓地を使用することができるものとする。

(使用の許可)

第5条 合葬式墓地を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、合葬式墓地の管理運営上必要な条件を付することができる。

(合葬式墓地の使用)

第6条 合葬式墓地の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた日から起算して1年以内（第4条第2項の規定に該当する使用者については6か月以内）に、使用許可に係る焼骨を合葬式墓地に収蔵しなければならない。

2 納骨室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年とする。

(立入りの制限)

第7条 使用者及びその関係者は、合葬式墓地の施設（参拝スペースを除く。）内

には立ち入ることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合葬式墓地使用料（以下「使用料」という。）を本市に納付しなければならない。

(1) 次号に掲げる者以外の者 別表第1に掲げる額

(2) 第4条第2項の規定に該当する者 別表第2に掲げる額

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の事情があると認めた者に対しては、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 第5条第2項の規定により付された使用許可の条件に違反したとき。

(使用権の承継)

第11条 使用者（納骨室を使用している者に限る。第13条及び第14条において同じ。）は、納骨室の使用期間内に限り、市長の承認を得て、合葬式墓地を使用する権利（次条において「使用権」という。）を推定相続人その他の規則で定める者に承継することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、前条の規定により使用権を承継する場合のほか、使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取りやめ)

第13条 使用者は、納骨室の使用期間内に限り、市長に届け出て、焼骨の返還を求めることができる。

(使用終了時の収骨の取扱い)

第14条 使用者は、第10条の規定により使用許可を取り消されたとき又は前条の規定により届出をしたときは、市長の指示に従い、市長が指定する日までに焼骨を収去しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

2 市長は、納骨室に収蔵した焼骨について、第6条第2項の使用期間が経過したときは、改めて使用許可をすることなく、当該焼骨を合葬室に収蔵するものとする。

3 市長は、管理上必要と認めるときは、合葬式墓地に収蔵した焼骨を所定の場所に改葬することができる。

(焼骨の不返還)

第15条 合葬室に収蔵した焼骨は、返還しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

| 区分 | 使用料 (焼骨1体につき) |
|-----|---------------|
| 納骨室 | 100,000円 |
| 合葬室 | 45,000円 |

別表第2 (第8条関係)

| 区分 | 使用料 (焼骨1体につき) |
|-----|---------------|
| 納骨室 | 70,000円 |
| 合葬室 | 35,000円 |

(提案理由)

呉市合葬式墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。